

## 原告Aさんの陳述

私は、77歳です。平成13年6月から生活保護を受けています。年金があるので、振り込まれる保護費は月に約6000円です。

私は、保護を受けた時、本当にありがたく思いました。貧乏には、子供の時から慣れていますが、あのときは、本当に食べられなかったことと、家賃が払えなかったからです。

でも、保護を受けていて、さびしいと思ったことがあります。

私の夫は、平成14年5月に肝臓ガンで亡くなりました。

夫は、もともと糖尿病で通院を続けていましたが、保護を受け始めた後で、甘いものをしきりに欲しがるようになり、急激にやせました。はた目にも体調がおかしいと思いました。

お医者さんにみてもらいましたが、なかなか検査をしてくれませんでした。レントゲンを撮ったときには末期のガンで、すぐ亡くなってしまいました。このときは、保護を受けているからかな、と悲しい思いをしまいました。

また、長男が職場で怪我をして1年ほど働けなかったことがありました。息子は独身です。私が保護を受けているので借金ができず、息子を助けてやれなかったことが残念でした。

私は、保護を受けていても、できるだけお金を残すように努力しています。小銭を貯めて、500円玉にして、貯めています。何かの時に必要だと思えますし、お金が足りなくなったときには、使ってしまうので、貯めるといっても、減ったりして、わずかな額にすぎません。

努力して貯めているのは、よく付き合っている夫のメイや、岩手にいる兄弟が、もう、みんな高齢ですので、何かの時には、ぜひ、

行きたいからです。

私は、貧乏には慣れていたので、どんなことがあってもやっていけると思って生きてきました。原告になって、ほかの方に比べて、お金をほとんど使わない生活であることが分かりました。

しかし、私の食生活は、自分でもつましいと思います。私は糖尿病の持病があります。その理由からもありますが、魚は週1回、豆腐は週2～3回ほど食べるだけです。お肉を食べることはありません。

冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、ホットカーペットなどは、すべて、もらい物です。エアコンは持っていません。石油ストーブを持っていますが、来客時にしか使いません。

衣類は、ほとんど買いません。手作りのものを着ています。買うときもバザーで買っています。

団地に住んでいるので、おつきあいがあります。それが生きがいになっています。でも、お金は使わないようにしています。交際費は、出ない月がほとんどです。それでも団地で病人が出たり、不幸があったりすれば、少しですが、お見舞いなどを包みます。

私には孫がないので、こづかいは、あげる必要はありません。

一審判決は、私の生活を余裕があるように見えています。しかし、決してそんなことはありません。幸い、私は、体が丈夫なのでお金を使わずに済んでいます。北千住まで自転車で行くこともあります。他の人には私のような生活はできないと思います。一審判決は、高齢者の生活をまったく理解していない判決です。控訴審では、私たち高齢者の実際の生活を見て、公正な判断をしてもらいたいと思います。